

「トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、トヨタ自動車株式会社が、愛知県田原市の自社工場敷地内において、最大で総出力 25,800kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、同社工場からの CO₂ 排出ゼロを目指すとした「工場 CO₂ ゼロチャレンジ」の取組の一つとして同社の「トヨタ環境チャレンジ 2050」（2015 年同社公表）に位置づけられているものであり、同社工場の生産用エネルギーとして利用することを目的に実施するものである。また、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による影響が懸念される。

また、当該区域の周辺において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているチュウヒの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故等によるチュウヒへの重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

- (1) 2. (1)、(2) イに基づき、事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及び対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- (3) 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視等の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影による影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、影響が懸念される住居への事前説明を十分に実施した上で、本事業者が実施するとしている影響が懸念される気象条件、季節及び時間帯における一部の風力発電設備の稼働制限等の環境保全措置を講ずることにより、風車の影による生活環境への影響を極力低減すること。また、適切に環境監視を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に

指定されているチュウヒの生息が確認されており、対象事業実施区域内においてねぐら入りや採餌行動が確認され、飛翔が高い頻度で確認されている。また、同区域の周辺に存在する汐川干潟はシギ・チドリ類の重要な渡来地となっており、同区域周辺においてシギ・チドリ類を始めとする水鳥の飛翔が多数確認されていることから、これら鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、本事業によるチュウヒを含む鳥類に対する重大な影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア. チュウヒのバードストライクの発生を低減するため、本事業者が実施として
いるブレード塗装等鳥類からの視認性を高める措置を設備稼働前に確実に講
ずること。
- イ. バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、鳥類の衝突・接近等の重
大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含
む追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に
定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、
損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬
送、傷病個体の救命及び関係機関による原因分析への協力を行うこと。